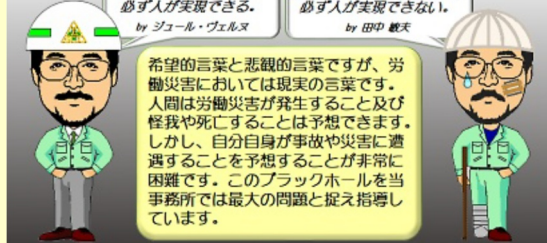


# 田中敏夫安全コンサルタント事務所 安特支援案内書

現生人類（ホモ・サピエンス）の歴史は約25万年と言われていますが、落ちた・転んだ・挟まれた等の災害をなぜか繰り返す事なく繰り返して続けています。この悪循環を立ち切らない限り本当の安全・安心はあり得ません。当事務所ではこれを最重点課題と捉え指導しています。

人が想像できることは、  
必ず人が実現できる。  
by ジョール・ヴェルヌ

人が想像できないことは、  
必ず人が実現できない。  
by 田中 敏夫



希望的言葉と悲観的言葉ですが、労働災害においては現実の言葉です。人間は労働災害が発生すること及び怪我や死亡することは予想できます。しかし、自分自身が事故や災害に遭遇することを予想することが非常に困難です。このブラックホールを当事務所では最大の課題と捉え指導しています。

名 称	田中敏夫安全コンサルタント事務所
代 表 者	田中敏夫
電 話 / Fax	045-941-0849
E - m a i l	tanaka@e01.itscom.net
U R L	ttp://home.e00.itscom.net/tanaka/
住 所	〒224-0006 横浜市都筑区荏田東 3-18-9-305

令和4年4月1日 現在

## 安全コンサルタントの業務

### 1. はじめに

わが国の労働災害は、昭和36年をピークとして以来、災害件数、災害発生率の両面において減少傾向にあります。令和2年度の確定値では、全産業で休業4日以上、死亡者802人を含む労働者が労働災害を被っています。しかも、近年は減少傾向が横這いの現状です。

最近の労働災害の発生状況を顧みると、生産設備の大型化及び高速化に伴い事故・災害が発生した場合は災害規模の大型化、新しい生産技術や原材料の導入に伴い新しい型の災害や職業性疾病の発生、21世紀には確実に起こる少子化に伴う労働者の高齢化などが原因と考えられる事故・災害の割合が今後増加すると予想されます。

また、災害発生頻度は大企業に比べ中小の企業に集中する傾向があります。これは従来より指摘されていますが、今後は事業の再構築(リストラ)等により、この傾向はより一層顕著になると考えられます。

労働災害は、作業現場で発生する訳ですが、作業現場の姿は技術の進歩に伴い日々変化を遂げています。したがって、その変化に即応した安全衛生対策のフォローに対応するためには、労働災害防止に関する専門的な知識や情報を作業ラインに提供するスタッフの存在が欠かせません。このため当然、事業場には安全衛生のスタッフ部門が設置されている訳ですが、中小企業等におけるスタッフ部門の中には、みずから安全衛生の問題を抽出し、それに的確に対応する対策を検討するための資料及び能力を備えていない場合がある様に思われます。

このような場合は、外部の専門家がそれらの事業場を安全衛生診断し、その結果に基づいたその事業場の安全・衛生水準の向上のための指導等により、より快適な職場環境の形成が望まれます。一方、大規模事業所においても、最近新しい生産方式や工法の導入等に際して、外部の専門家の検討を求めようとする傾向も強くなってきています。

この様に、労働安全衛生法が求める事業場における自主安全衛生活動を伸ばすためのよきプレーンとして労働安全コンサルタントを利用して頂きたいと思えます。

### 2. 当事務所で受託可能な業務

労働安全コンサルタントとは、『労働安全コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の安全水準の向上を図るため、事業場の安全についての診断及びこれに基づく指導を行うことを業とする者』と労働安全衛生法第81条に規定されています。

具体的には、

#### 顧問業務

事業者の依頼を受け、契約期間一年以上にわたり労働安全衛生法に関する顧問として相談及び指導を行う業務。

#### 指導業務

事業者の依頼を受け、労働安全衛生に関する指導を行う業務。

#### 診断業務

事業者の依頼を受け、労働安全衛生に関する診断を行う業務。

#### 改善計画作成業務

事業者の依頼を受け、労働安全衛生に関する改善計画書の作成指導又は作成を行う業務。

#### 災害調査業務

事業者の依頼を受け、労働災害調査報告書作成及び再発防止計画書の作成を行う業務。

#### 管理規定等作成業務

事業者の依頼を受け、労働安全衛生に基づく管理規定及び細則等の作成を行う業務。

#### 作業手順書作成業務

事業者の依頼を受け、安全作業手順書の作成指導又は作成を行う業務。

#### 教育訓練業務

事業者又は団体の依頼を受け、労働安全衛生法に基づく教育並びにその関係事項について訓練を行う業務。

#### 講演業務

事業者又は団体の依頼を受け、労働安全衛生に関する講演を行う業務。

#### 相談業務

依頼者の求めに応じ、労働安全衛生に関する相談に応じる業務。

#### 立会業務

事業者の依頼を受け、労働安全衛生に関する関係官庁の係官等が行う調査等に際し臨時に立会う業務。

#### 安全管理者等の業務

事業者の依頼を受け、安全管理者・安全衛生推進者に選任された場合の業務。

#### 労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)構築指導の業務

事業者の依頼を受け、労働安全衛生マネジメントシステム構築指導を行う業務。

#### 労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)評価及び監査の業務

事業者の依頼を受け、労働安全衛生マネジメントシステムの評価及び監査を行う業務。

#### 建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)構築指導の業務

事業者の依頼を受け、建設業労働安全衛生マネジメントシステム構築指導を行う業務。

#### 計画届の免除認定制度の適用を受けるための支援の業務

労働安全衛生法第88条第1項ただし書きの計画届の提出免除を受けるための支援の業務。

等の業務の依頼を受け、事業場の安全衛生管理体制の充実及び快適な職場環境の確立のお手伝いを行います。

## 私の経歴

### 個人情報

氏名 田中敏夫 (Tanaka Toshio)

生年月日 昭和 24 年 9 月 13 日 (火曜日)

所属 田中敏夫安全コンサルタント事務所

所属団体 (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会

所属支部 神奈川支部

住所 〒224-0006 横浜市都筑区荏田東 3-18-9-305

Tel/Fax 045-941-0849

E-mail tanaka@e01.itscom.net

URL <http://home.e00.itscom.net/tanaka/>

### 経歴

昭和 24 年 京都市内で生まれる

昭和 47 年 近畿大学理工学部土木工学科卒業

昭和 47 年 村角(ムサミ)建設株式会社入社

土木部で現場施工管理業務に従事

平成 3 年 安全管理本部に希望移籍

平成 9 年 労働安全コンサルタント登録

平成 11 年 村角建設株式会社退社

平成 12 年 田中敏夫安全コンサルタント事務所開設

平成 15 年 コンサルタント会神奈川支部事業部幹事就任

平成 17 年 コンサルタント会神奈川支部事業部常任幹事就任

平成 18 年 コンサルタント会本部労働安全部会幹事就任

平成 18 年 コンサルタント会神奈川支部理事就任

平成 20 年 コンサルタント会神奈川支部事業部副部長就任

平成 20 年 コンサルタント会神奈川支部常任理事就任

平成 21 年 コンサルタント会本部理事就任

平成 22 年 コンサルタント会神奈川支部副支部長就任

平成 24 年 コンサルタント会神奈川支部常任幹事退任

平成 24 年 コンサルタント会神奈川支部常任理事退任

平成 24 年 コンサルタント会本部理事退任

平成 26 年 コンサルタント会神奈川支部事業部幹事就任

平成 26 年 コンサルタント会神奈川支部理事就任

平成 28 年 コンサルタント会神奈川支部事業部常任幹事就任

平成 28 年 コンサルタント会神奈川支部常任理事就任

平成 30 年 コンサルタント会神奈川支部事業部常任幹事就任

令和 元年 コンサルタント会より会長奨励賞を受賞

令和 4 年 現在に至る

## 私の経歴

### 資格

CSP労働安全コンサルタント

労働安全衛生マネジメントシステム評価員本部登録

労働安全衛生マネジメントシステム監査員本部登録

建設業労働安全衛生マネジメントシステム構築担当者

労働安全衛生マネジメントシステム構築担当者

労働安全衛生マネジメントシステム監査員

労働省方式現場監督者安全衛生教育トレーナー(RST)

安全衛生推進者能力向上(初任時)教育講師

化学物質リスクアセスメント訪問支援指導員

農作業安全アドバイザー

1級土木施工管理技士

測量士

## 主 な 業 務 実 績

安全診断	安全管理特別指導指定事業場の安全診断	9社	
	自律的安全衛生管理活動普及促進事業（リスク）	2社	
	危険性又は有害性等の調査普及促進事業（リスク）	3社	
	労働災害防止特別安全診断事業（一般）	2社	
	労働災害防止特別安全診断事業（出稼ぎ）	4社	
	機械器具設置工事業の事業場安全診断	1社	
	産業廃棄物処理業者の事業場安全診断	1社	
	発電所建設の事業場安全診断	1社	
	国立大学の安全衛生診断（工学部）	1校（7回）	
	国立大学の安全衛生診断（総務部）	1校（2回）	
	国立大学の安全の手引見直し業務	1校	
	国立大学の規定類の手引見直し	1校	
	倉庫業の事業場安全診断	1社	
	印刷業の事業場安全診断	1社	
	食料品製造業の事業場安全診断	2社	
	金属製品製造業の事業場安全診断	2社	
	運輸交通業の事業場安全診断	3社	
	化学工業の事業場安全診断	2社	
	非鉄金属製造業の事業場安全診断	2社	
	機械器具設置工事業の事業場安全診断	1社	
	建築工事業の事業場安全診断	2社	
	土木工事業の事業場安全診断	2社	
	郵便事業の事業場安全診断	1社	
	輸送用機械器具製造業の事業場安全診断	1社	
	安全指導	土木工事業（橋梁工事）事業場の定期指導（通年）	
		港湾荷役業の定期指導（通年）	
潜水工事業の安全指導（2社）			
機械器具設置工事業の事業場の指導			
製造業（空調機メーカー）の化学部門工場の指導			
経営コンサルティング会社の指導			
産業廃棄物処理業者の事業場の指導			
金属製品製造業の事業場の指導			
ビルメンテナンス業者のリスクアセスメント指導			
印刷業の事業場の指導（通年）			
水道局浄水場の指導			
物流事業場の指導			
国立大学の指導（5年間）			
輸送用機械器具製造業の事業場の指導			
食品製造業の事業場の指導（2社）			

主な業務実績		
安全指導	ドライアイス卸売業の事業場の指導	
	ドライアイス製造業の事業場の指導	
	非鉄金属製造業の事業場の指導	
	運輸交通業の事業場の指導（2社）	
	化学工業の事業場の指導（2社）	
	派遣業の事業場の指導	
	郵便事業の事業場の指導	
	輸送用機械器具製造業の事業場の指導	
	ビル管理業の事業場の指導	
	建築工事業の事業場の足場指導	
	非鉄金属製造業の事業場の指導	
	インターネット上での労働安全衛生に関する相談	
	労働安全衛生マネジメントシステム	労働安全衛生マネジメントシステム構築支援 3社
リスクアセスメント指導	印刷業の事業場（2社）	
	輸送用機械製造業の事業場	
	輸送用機械製造業（造船業）の事業場	
	ビルメンテナンス業の事業場	
	小田原労働基準監督署主催講習講師	
	運輸交通業の事業場（2社）	
	機械器具設置工事業の事業場	
	非鉄金属製造業の事業場（2社）	
	派遣業の事業場	
	食品製造業の事業場（2社）	
	郵便事業の事業場	
	産業廃棄物処理業の事業場	
	化粧品製造業の事業場	
	自動車修理業の事業場	
	ビル管理業の事業場	

## 主な業務先

### 安全管理特別指導指定 事業場

横浜市内港湾荷役業  
 川崎市内印刷業  
 川崎市内食料品製造業  
 川崎市内運輸交通業  
 相模原市内非鉄金属製造業  
 横浜市内運輸交通業  
 横浜市内派遣業  
 横浜市内食料品製造業  
 横浜市内郵便事業  
 横浜市内ビル管理業  
 横浜市内食料品製造業

### 安全診断

横浜市内土木工事業  
 横浜市内土木工事業  
 横浜市内土木工事業  
 横浜市内土木工事業  
 厚木市内金属製品製造業  
 横浜市内土木工事業  
 横浜市内清掃業  
 川崎市内食料品製造業  
 平塚市内輸送用機械器具製造業  
 秦野市内輸送用機械器具製造業  
 川崎市内水道業  
 川崎市内土木工事業  
 横浜市内輸送用機械器具製造業  
 横浜市内陸上貨物取扱業  
 横浜市内輸送用機械器具製造業  
 川崎市内化学工業  
 東京都内化学工業  
 相模原市内非鉄金属製造業  
 横浜市内機械器具設置工事業  
 高崎市内建築工事業  
 横浜市内食料品製造業  
 横浜市内輸送用機械器具製造業  
 横浜市内建築資材卸売業  
 横浜市内金属製品製造業  
 川崎市内建築工事業  
 相模原市内非鉄金属製造業  
 宮城県内非鉄金属製造業  
 三重県内非鉄金属製造業

主な業務先	
安全診断	愛知県内非鉄金属製造業
	茨城県内非鉄金属製造業
安全教育	株式会社富士技建
	真柄建設株式会社
	株式会社宜保建設工業
	神奈川県建設労働組合連合会
	建設業災害防止協会神奈川支部
	空建築家工房株式会社
	株式会社浅川製作所
	株式会社日経東京製作センター
	株式会社アクト
	昭炭商事株式会社
	神奈川労働局小田原労働基準監督署
	権田金属工業株式会社
	株式会社ソシアリンク
	株式会社ベストランス
	わらべや日洋株式会社
	東洋電機製造株式会社
日本郵便株式会社	
危険体感教育	(社)日本労働安全衛生コンサルタント会主催危険感受性向上教育指導員研修会講師
	コマツ教習所株式会社神奈川センタ
	新相模酸素株式会社
労働安全衛生マネジメントシステム構築支援	日本パイオニクス株式会社
	日本ビクター株式会社
	コバレントマテリアル株式会社
安全講演	群馬県中小企業団体中央会
	東邦ガス株式会社
	東邦ガス株式会社産業安全衛生協力会
	(財)神奈川県都市整備技術センター
	富里市商工会
	三洋東京産機システム株式会社
	八千代電設工業株式会社
	日翔建設株式会社(2回)
	東北電力株式会社
	株式会社ウチダテクノ



## 主な業務先

安全講演

空建築家工房有限公司

日本車輛製造株式会社

株式会社土屋組（4会場）

やわたメディカルセンター

株式会社NHKアイテック

オガワホーム株式会社

株式会社新昭和

浅海電気株式会社

ナジコイーエス株式会社

株式会社皆川組

習和産業株式会社

東建リーバ株式会社

安藤建設株式会社

八王子労働基準監督署

住商メタレックス株式会社

向井建設株式会社

関東電気協会

東京電力株式会社

株式会社さくら建設

山崎建設株式会社

住友林業ホームテック株式会社

株式会社ハリマビステム

住友林業ホームテック株式会社埼玉支店

住友林業ホームテック株式会社広島支店

日野自動車株式会社

東京地下鉄株式会社

株式会社コクサイテクノ

朝日メンテナンス工業株式会社

日本電気株式会社中部支社

三機工業株式会社

株式会社テクノロジーネットワークス

東京ガス株式会社

株式会社富士技建

株式会社TCパワーライン

株式会社パウハウス丸栄大阪支店

株式会社パウハウス丸栄東京支店

株式会社パウハウス丸栄名古屋支店

社団法人電力土木技術協会

株式会社巴コーポレーション

共立建設株式会社東海支店

## 主な業務先

安全講演

株式会社富士技建

中部電力株式会社

建設業災害防止協会新潟支部

株式会社テーオー小笠原

株式会社エステーホーム

株式会社コーケン

京葉都市開発株式会社

月島テクノメンテサービス株式会社大阪会場

月島テクノメンテサービス株式会社東京会場

機山建設株式会社

株式会社アルプスピアホーム

東京電力柏崎刈羽原子力発電所

福島労働基準協会

株式会社NTTドコモ

日本メックス株式会社

シーキューブ株式会社

株式会社アクシスジャパン

ワコースホーム株式会社

大雄電設工業株式会社

株式会社NTTファシリティーズ北海道支店

京葉住設株式会社

株式会社シーテック長野支社

横浜北労働基準監督署

建設業労働災害防止協会千葉支部

パナソニックESエンジニアリング株式会社

株式会社サカクラ

駿豆建設株式会社

武松商事株式会社

神戸製鋼株式会社真岡製作所

神奈川県建設労働組合連合会

日木産業株式会社（オンライン）

## 安全管理特別指導事業場の指定

神奈川労働局より  
安全管理特別指導  
の指定事業場に指  
定された

業務内容

### 安全診断の業務

神奈川労働局より安全管理特別指導事業場に指定されると事業場の安全衛生管理体制を見直し、『安全衛生改善計画書』を所轄労働基準監督署経由で神奈川労働局に提出しなければなりません。また、提出した安全衛生改善計画書に基づき一年をかけ、自主的に事業場の安全衛生水準を向上させ安全・安心で快適な職場環境に改善しなければなりません。

社外の専門家（労働安全衛生コンサルタント）は危険・有害要因の特定或いは潜在的な安全衛生管理体制の見落とし点等を的確に抽出し、事業場改善及びレベルアップのお手伝いを業種を問わず致します。

（相談頂いた場合で私の専門外の場合でも、最適な労働安全コンサルタントをご紹介します。）

実績

1	平成16年4月 横浜市内港湾荷役業
2	平成21年4月 川崎市内印刷業
3	平成22年4月 川崎市内食料品製造
4	平成23年4月 川崎市内運輸交通業
5	平成24年4月 相模原市内非鉄金属製造業
6	平成24年4月 横浜市内運輸交通業
7	平成24年6月 横浜市内派遣業
8	平成25年5月 横浜市内食料品製造業
9	平成27年5月 横浜市内郵便事業
10	平成31年4月 横浜市内ビル管理事業
11	令和2年5月 横浜市内食料品製造業

神奈川労働局より  
安全管理特別指導  
の指定事業場に指  
定された

業務内容

### 安全衛生改善計画書の作成の業務

安全衛生診断結果に基づき『安全衛生改善計画書』の作成のお手伝いを行ないます。平成19年度より安全衛生改善計画書に記載する事項に『リスクアセスメントの実施と労働安全衛生マネジメントシステム導入の検討』が追加されました。また近年は、『メンタルヘルス対策及び過重労働対策』に重点が置かれてきていますので、事業場の改善項目に十分な対策が望まれます。

当事務所では過去の経験より『安全衛生改善計画書』のフォーマットを作成していますので、的確な改善計画書の作成の指導が可能です。

また、リスクアセスメント（化学物質リスクアセスメント含む）の実施指導及び労働安全衛生マネジメントシステムの

安全管理特別指導事業場の指定		
		構築・評価・監査は労働安全コンサルタントの専門業務のひとつです。是非ともご相談下さい。
	実績	1 平成16年4月 横浜市内港湾荷役業
		2 平成21年4月 川崎市内印刷業
		3 平成22年4月 川崎市内食料品製造
		4 平成23年4月 川崎市内運輸交通業
		5 平成24年4月 相模原市内非鉄金属製造業
		6 平成24年4月 横浜市内運輸交通業
		7 平成24年6月 横浜市内派遣業
		8 平成25年5月 横浜市内食料品製造業
		9 平成27年5月 横浜市内郵便事業
		10 平成31年4月 横浜市内ビル管理事業
		11 令和2年5月 横浜市内食料品製造業
顧問業務		
	業務内容	期間一年以上にわたり事業場の安全衛生水準の向上のお手伝いを行なうと共に、毎月一回以上の安全パトロール及び安全衛生委員会へのオブザーバー出席を実施し、その結果を踏まえた安全衛生指導を行ないます。また、労働基準監督署へ三ヶ月に一回の頻度で提出する『指定事業場災害4半期報』の作成のお手伝いも行ないます。下記の通り、各事業場とも店社を上げて取り組まれましたので、事業場の安全衛生水準の向上が図られ、一年間で指定解除に至っており、各事業場から感謝の言葉を頂いています。また、指定解除後も継続して契約をして頂いている事業場もあります。
	実績	1 横浜市内港湾荷役業 平成16年4月～平成17年3月
		2 川崎市内印刷業 平成21年4月～平成22年3月
		3 川崎市内食品製造業 平成22年4月～平成23年3月
		4 川崎市内運輸交通業 平成23年4月～平成29年3月
		5 相模原非鉄金属製造業 平成24年4月～平成26年9月

### 安全管理特別指導事業場の指定

	実 績	6	横浜市内運輸交通業 平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月
		7	横浜市内派遣業 平成 24 年 6 月～平成 25 年 3 月
		8	横浜市内食品製造業 平成 25 年 5 月～平成 26 年 3 月
		9	神奈川県内郵便事業 平成 27 年 5 月～平成 28 年 3 月
		10	横浜市内ビル管理事業 平成 31 年 4 月～令和 2 年 4 月
		11	横浜市内食品製造業 令和 2 年 5 月～令和 3 年 4 月

## 業務方針

前記の経歴の通り、私は建設業の安全管理に従事してきました。建設業の災害発生率は全産業に対し、負傷者は約3割、死傷者は約4割を占めており、最も労働災害が発生しやすい業種です。

労働災害は昭和36年をピークに年々減少してきており、建設業も同様に減少してきておりますが、全産業に対する比率は前記の割合を維持しています。また、この30年位の間に労働災害を減少させるために、徹底した安全設備の充実を図ること(不安全設備の改善及び追放)等の対策により、確実な災害発生件数の減少に成果を上げてきました。しかし、近年見られる災害発生率の鈍化傾向は、前記の対策のみでは今後は立ち行かなくなるだろうと推察されます。

今後は従来型の安全管理対策に加え、ヒューマン面に対する安全対策(不安全行動の撲滅及び安全意識の高揚)等が、労働災害の減少に欠かせないファクターと考え、ヒューマンエラーのメカニズムの解明及びヒューマン面の安全指導をして行きたいと考えております。又、施工担当者の安全に対する意識を考えた場合、大手建設業者と中小建設業者(地元業者)では相当の安全意識の違いがあるように思います。大手建設業者施工の現場における安全設備は、標準部においては蟻の子一匹も逃さない様な過保護的すばらしい構造になっています。かたや、地元業者が施工中の現場の横を通ったときに、作業に従事する作業員或いは通行中の第三者に対しての安全配慮がされていなく、不安を感じる場合もあります。

事業者或いは施工担当者からよく聞く意見に『安全は金がかかる』というのがあります。たしかに、安全に施工するために必要な経費をかける必要はありますが、安全に施工することにより、コストが低下するのが本来の姿だと思います。

ところで、話は変わりますが、以前に読んだ記事で記憶に残ったものがあります。このような新聞記事です。

(平成12年1月22日朝日新聞朝刊記事より引用)

「身につけたままの衣類にこのアイロンをあてないで。」「このマントは飛行には使えません。」「米国で売られている商品に珍妙な注意書きが目立って増えてきた。どれもこれも、「きちんと危険を表示しなかった」と消費者から訴えられないための予防策である。

ミシガン州の市民団体「訴訟乱用監視団」は数年前から、注意書きの「傑作」を年ごとに発表してきた。

ベビーカーに「赤ちゃんを乗せたまま折畳まないこと」。携帯型マッサージ器に「就寝中の人には使えません」。コンピューター用のプリンターには「トナーを食べないこと」と警告し、冷蔵庫には「窓から外に落下させないで」とわざわざ注意書きを添えている。監視団によると、こうした警告文のもとをたどると、ほとんどすべて、消費者から実際に起こされた訴訟に行き着くそうだ。

これは、製造物責任法(PL法)に対する予防策であり、この場合は製品に添付する注意書きの印刷代だけで原価はあまり発生しませんが、建設現場の安全対策に同様のことを実施した場合は、相当額の原価が発生する様に思います。

本来、上記のような事態は、通常起こりえないと考えられるものですが、現実には発生している訳です。本来起こりえない事態が起こっているという事は、その時の環境、その場の状況、その時の人間感情等のその時独自の何らかの通常でない状態や行動(異常な状態や行動)があったものと思われる。そこで、その原因を探求し、その異常な状態に陥れた(同類項を含め)設備或いは行動を排除する等の的を絞り、漠然とした安全管理を排除することにより、よりの確な安全管理ができ、かつコストの軽減が図れるので当コンサルタント事務所では、事業者及び工事担当者の意識の改革により、安全管理の質の向上と同時に安全コストの低下が図れる様な指導を業務方針と致したいと思っております。

コンサルタント事務所開設以降は、建設業の事業場以外に各種製造業の工場、運輸交通業の事業場、三次産業等に係ってきましたが、労働災害防止の基本は同じだということを痛感しています。